

農薬の適正使用を徹底しましょう！



農薬の使用にあたっては、
十分な注意が必要です。

1 農薬に過度に頼らない防除を心がけましょう！

害虫の捕殺や防虫ネットの利用、マルチによる抑草など、農薬に過度に頼らない防除を積極的に行いましょう。

2 使用前には必ずラベルを確認しましょう！

農薬のラベルに記載されている使用基準は必ず守らなければなりません。
使い慣れた農薬でも使う前に必ずラベルを確認しましょう。



対象となる病虫害です。

この回数を超えてこの農薬を使用できません。

記載されている液量の範囲内で散布しましょう。

登録番号が記載されている登録農薬を使用しましょう。

フロアブル				農林水産省登録第△△△△号			
作物名	適用病虫害	希釈倍数	使用方法	使用時期	本剤の使用回数	散布液量	〇〇〇〇を含む農薬の総使用回数
きゅうり	アブラムシ類	2,000倍	散布	収穫前日まで	3回以内	150~300 $\frac{\text{g}}{\text{L}}$ /10a	4回以内 (定植後は3回)
トマト	ハダニ類	1,000~1,500倍		収穫14日前まで	2回以内	200~300 $\frac{\text{g}}{\text{L}}$ /10a	3回以内 (定植後は2回)

使用できる作物です。記載されていない作物には使用できません。

記載されている希釈倍数より高濃度では使用できません。

使用できる時期です。記載されている時期以外には使用できません。

「〇〇〇〇」には有効成分名が書かれており、この成分を含む農薬は総使用回数を超えて使用できません。商品名が違っていても同じ成分を含む農薬があるので注意が必要です。



3 農薬の飛散（ドリフト）に注意！

農薬の飛散、危害防止のため、次の点に注意してください。

- ①農薬を散布する場合は、周辺の住宅地や農作物に配慮し、事前に近隣住民等に知らせるようにしましょう。
- ②風がない又は弱いときに散布しましょう。散布中に風が強くなった場合は、直ちに散布をやめましょう。
- ③散布位置や散布方向に、他の農作物等がないことを確認し、散布の際は適正なノズルと圧力で行いましょう。
- ④養蜂が行われている地区で殺虫剤を散布する際には、養蜂業者と連携をとり、できるだけ早朝又は夕刻に散布するなど、ミツバチへの危害防止を徹底しましょう。
- ⑤農薬使用の際は適切な防護装備の着用を徹底しましょう。
- ⑥その日のうちに農薬散布の内容を記録しましょう。

4 農薬使用後は適切な方法で後片付けを！

農薬を使用した後は、後片付けを適切に行いましょう。

- ①使用後の噴霧機やタンク、ホース、ノズル等の散布器具はしっかりと洗いましょう。（洗浄液は排水路や河川等に流してはいけません。）
- ②使用済み容器の中に農薬が残らないようにしましょう。
- ③使用済み容器は産業廃棄物処理業者に委託するなど、適正に処分しましょう。（市町村や地域等が回収・処分している場合は、そのルールに従いましょう。）
- ④使い切らなかった農薬は、別容器に移し替えたりせず、施錠された場所に保管する等、保管管理を徹底しましょう。

～お問い合わせは、水田総合利用課、病害虫防除所又はお近くの地域振興局農林部 まで～

秋田県水田総合利用課 TEL 018(860)1785 FAX 018(860)3898
秋田県病害虫防除所 TEL 018(881)3660 FAX 018(886)3566